

介護をされている方は、どなたでも使用が可能です。

▼使用方法

介護マークを印刷したカードをケースに入れて交付します。首から下げてご使用ください。

▼交付場所

介護マークの交付を受けるには申請が必要です。ほけん福祉課で申請してください。手数料は無料です。

▼交付対象者

いの町に住民登録されている介護の必要な方や、障害のある方を介護されている方

■問い合わせ

ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎ 893-3810



お知らせ
ポイ捨て・犬のふん尿
放置はやめましょう

最近、公共の場所などへの、たばこの吸い殻や空き缶、ペットボトルなどのポイ捨て、犬のふん尿放置に関する

苦情が多数寄せられています。たばこの吸い殻などのポイ捨て行為や、犬のふん尿は、「いの町ポイ捨て及びふん害防止条例」で禁止されています。また、犬の尿を他人の迷惑になる場所にかけていただかないでください。万一、尿がついてしまった場合は、その上からたつぷりの水をかけ流し、臭いやシミを取り除いてください。

■問い合わせ

環境課

☎ 893-1160

お知らせ
国民年金だより
ご存知ですか？
国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

■問い合わせ

環境課

☎ 893-1160

お知らせ
国民年金保険料の免除
期間・納付猶予期間がある方へ国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受取額が少なくなります。そこで、これらの期間の保

■問い合わせ

高知西年金事務所

☎ 875-1717

お知らせ
保管物件(通貨・証券
などの返還について

税関では、終戦当時に外地から引き揚げて来られた方からお預かりした次の通貨・証券などをお返ししています。

▼日時

9月8日(月)～12日(金)
8時30分～19時
9月13日(土)・14日(日)
10時～17時

▼開設場所

高知地方法務局人権擁護課

▼電話番号

☎ 0570-0003-110
(全国共通ナビダイヤル)
※電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局につな

間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより満額に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受け

■問い合わせ

高知西年金事務所

☎ 875-1717

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度以降の追納の場合、当時の保険料に一定の加算額が上乘せされます。詳しいことは、年金事務所へご相談ください。

■問い合わせ

高知西年金事務所

☎ 875-1717

お知らせ
全国一斉「高齢者・障害者の
人権あしん相談」強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、介護者による虐待、障害を理由とする差別など高齢者・障害者をめぐる人権問題の解決を図るため、次のとおり電話相談の強化週間を実施します。期間中は、土、日曜日を受け付けします。また、平日は時間を延長し、19時まで受け付けます。

▼日時

9月8日(月)～12日(金)
8時30分～19時
9月13日(土)・14日(日)
10時～17時

▼開設場所

高知地方法務局人権擁護課

▼電話番号

☎ 0570-0003-110
(全国共通ナビダイヤル)
※電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局につな

お知らせ
ポイ捨て・犬のふん尿
放置はやめましょう

最近、公共の場所などへの、たばこの吸い殻や空き缶、ペットボトルなどのポイ捨て、犬のふん尿放置に関する